

## 法人県民税等の申告・納付等の期限延長措置の終了について

平成26年2月7日  
税 務 課

平成26年1月31日付国税庁告示を踏まえ、原子力災害被災地域の12市町村について、下記のとおり、法人県民税及び法人事業税の期限延長措置を平成26年3月31日をもって終了することとしたのでお知らせいたします。

### 記

- 東日本大震災の発生に伴い、福島県税条例等に基づき、平成23年3月25日付公告により、同月11日以降に到来する県税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

その後、順次、期限延長措置を終了してきましたが、今般、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の12市町村に本店を有する法人に係る法人県民税及び法人事業税について、国税（法人税）の期限延長措置の終了に合わせ、同措置を終了することとしました。

- ただし、この期限延長措置の終了により、当該12市町村に本店を有する法人が複数年分の申告・納付等を行う必要があること等を考慮して、国税（法人税）に準拠し、1年間の手続期間を設け、平成27年3月31日までに申告・納付等の手続をお願いすることとしました。

また、同日までに申告・納付等を行うことが困難な方については、個々の事情を踏まえ、更なる期限延長を行うこととしています。

#### 【問合せ先】

税務課 主幹兼副課長 かなざわ 金澤、主幹 さかいの 境野

直通024-521-7067 / 内線2221